2021.11.22　講演アウトライン案

（大阪大会　第１０分科会）

井　戸　謙　一

# 第１　被ばく問題について

## １　歴史

### (1)　核兵器開発後、低線量被ばく、内部被ばくの健康リスク問題が国際的に隠されてきたこと

### (2)　権力側科学者と市民側科学者のせめぎ合い、チェルノブイリ原発事故等を踏まえた改善の動き

### (3)　権力側の巻き返しとしてのICRP２００７年勧告

### (4)　その最初の適用例となった福島原発事故

## ２　低線量被ばくとは何か、内部被ばくとは何か

### (1)　低線量被ばくと内部被ばくは全く異なること

### (2)　健康リスクをごまかす役割を果たしているシーベルト概念

　　　　実効線量、等価線量、吸収線量等の説明

### (3)　なぜ、低線量被ばく、内部被ばくの健康リスクをごまかすことが可能なのか。

### (4)　黒い雨広島高裁判決の意義

## ３　福島原発事故後の被ばく政策の問題

### (1)　２０mSv/年基準のICRP勧告を踏み越えた適用

### (2)　セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばくの問題

## ４　人々は、とりわけ子どもは、どのようなレベルで被ばくから守られるべきか（環境基準との関係）

## ５　被ばく問題を考えるに当たって踏まえるべきこと

### (1)　子どもは大人よりも放射線感受性が高いこと

### (2)　放射線感受性の個人差

### (3)　被ばくはなるべく避けるべきこと

## ６　危険な動き

### (1)　汚染水の海洋放出

### (2)　除染土の全国バラまき

### (3)　食品基準改悪の動き

## ７　子ども脱被ばく裁判のご紹介

（被ばく問題のほか、「被災者の知る権利」を提唱していること等）

第２　宗教者裁判について

## １　六ヶ所村再処理工場が抱える巨大なリスク

## ２　運転する必要性も合理性もないこと

## ３　高レベル放射性廃棄物は、「命をつなぐ権利」を侵害すること

## ４　「命をつなぐ権利」を提唱する意義（国際的な人権状況を踏まえ）

以上